

第四十三回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議録 第十三号

昭和三十八年五月十四日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君
理事有田 喜一君 理事岡本 茂君
理事神田 博君 理事始岡 伊平君
理事中川 俊思君 理事岡田 利春君
理事多賀谷真穂君

有馬 英治君 木村 守江君
藏内 修治君 白濱 仁吉君
中村 幸八君 井手 以誠君
滝井 義高君 松井 政吉君
伊藤卯四郎君

出席國務大臣 福田 一君
出席政府委員 廣瀬 正雄君

通商産業政務次官 廣瀬 正雄君
通商産業事務官 (石炭局長) 中野 正一君
通商産業業務監 八谷 芳裕君
督官 (鉱山保安局長) 多賀谷真穂君

委員外の出席者 員 多賀谷真穂君
労働基準監督官 (労働基準局長) 小嶋 光男君
監督官

三月二十六日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)
電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出第九三三号)
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案(内閣提出第九四四号)
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二〇号)

石炭鉱業經理規制臨時措置法案(内閣提出第九二四号)

同日
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
委員派遣承認申請に関する件
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四四号)
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)

電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出第九三三号)
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案(内閣提出第九四四号)
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二〇号)
石炭鉱業經理規制臨時措置法案(内閣提出第九二四号)
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案(多賀谷真穂君外七名提出、衆法第二〇号)
石炭対策に関する件(大浜炭鉱の出水災害に関する問題)

○上林山委員長 これより会議を開きます。

去る二月十四日付託になりました内閣提出石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案、同じく内閣提出で三月二十六日付託になりました、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、石炭鉱業經理規制臨時措置法案及び同じく三月三十日に付託になりました、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の七法案を議題として、政府に提案理由の説明を求めます。福田通商産業大臣。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十六年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「二年」を「三年」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
理由
保安を確保することが困難な石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせるための措置を講ずる等の必要がなお存続している実情にかんがみ、石炭鉱山保安臨時措置法の有効

期間を二年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十三條の二」第五十三條の六を「第五十三條の二」に、「第五十七條」を「第五十七條の二」に、「第五章の二 未開発炭田の開発(第六十八條の二)第六十八條の十五」を「第五章の三 鉱区の調整の開發(第六十八條の二)第六十八條の九」第六十八條の十(五)に改め、「第六章の二 石炭鉱区調整協議会(第七十六條の二)第七十六條の六」を削り、「第八十三條」を「第八十三條の二」に改める。

第一條中「促進することにより、石炭鉱業の合理化」を「促進すること等により、石炭鉱業の合理化及び安定」に改める。
第四條第二項第二号を次のように改める。
二 石炭坑の近代化に関する事項

第四條第二項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 石炭鉱業の整備に関する事項

第四條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 石炭鉱業合理化実施計画のうち前項第三号に掲げる事項に係る部分(以下「整備計画」という。)は、地域別に定めるものとする。
第四條の次に次の一條を加える。
(再就職計画)

第四條の二 労働大臣は、毎年、前條第一項の規定により通商産業大臣が意見をきいて、整備計画の議会の意見をきいて、整備計画の実施に伴い離職を余儀なくされる鉱山労働者の再就職に関する計画(以下「再就職計画」という。)を定めなければならない。
2 第三條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第五條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣は、同項の規定により通商産業大臣が第四條第二項第三号に掲げる事項について石炭鉱業合理化実施計画を変更する場合には、前項において必要があるときは、前項の規定により通商産業大臣が意見をきいて、雇用事情の著しい変動がある場合において整備計画の円滑な実施を図るため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、再就職計画を変更しなければならない。

第九條の二第三項中「第二十六條の三第一項各号」を「第二十六條の二第一項各号」に改め、同條第四項及び第五項を削る。

第二十六條の二を削る。

第二十六條の三第一項第一号中「整備資金保証業務」を「第二十五條第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同項第二号中「運賃保証業務」を「第二十五條第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同條第四号に掲げる經理に係る特別の勘定において「通商産業省令で定めるところにより、」に改め、同條を第二十六條の二とする。

第三十六條の二を次のように改める。

第三十六條の十二 削除

第三十六條の十四中「第二十六條の三第一項第一号」を「第二十六條の二第一項第一号」に改める。

第五十三條の二第三号中「第二十七條第三項」を「第二十六條の二第二項、第二十七條第三項」に改める。

第五十三條の三から第五十三條の六までを削る。

第四十條第五十七條の次に次の二條を加える。

(請負夫の使用の承認)

第五十七條の二 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者(以下「請負夫」といふ)を従事させようとするときは、その作業の種類、従事させようとする期間その他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認

を受けなければならない、ただし、当該鉱山における保安を確保するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

(承認の基準)

第五十七條の三 通商産業大臣は、前條の承認の申請があつた場合において、その申請に係る期間が作業の種類別に通商産業省令で定める期間をこえず、かつ、その申請に係る作業に請負夫を従事させることにより石炭鉱業合理化基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、前條の承認をしなければならない。

第五十八條の見出し中「標準額」を「基準額」に改め、同條第一項中「生産費を基準」として「生産費」に、「参酌して」を考慮して「又は租鉱権者」を若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者を「標準額」を「基準額」に改め、同條第二項中「標準額」を「基準額」に改める。

第五十九條第一項中「石炭の生産費又は」を削り、「標準額(以下「標準炭価」といふ)を「基準額(以下「基準炭価」といふ)」に改める。

第六十條の前の見出しを「販売価格に関する勧告」に改め、同條第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者の石炭の販売価格が基準炭価をこえておることに、石炭の販売価格が基準炭価をこえ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあると認めるときは、その鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者に対し、石炭を販売するに

当たつては基準炭価によるべきことを勧告することができる。

第六十一條第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者の石炭の販売価格が石炭の平均生産費を下り、かつ、基準炭価を下つておることに、石炭の販売価格が基準炭価を下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者に対し、石炭を販売するに当たつては基準炭価によるべきことを勧告することができる。

第六十二條第一項中「失した場合」において、石炭の販売価格が標準炭価を著しく下り、かつ、石炭の販売価格がその平均生産費を下つておる場合に、石炭の販売価格が基準炭価を下り」に改める。

第六十三條第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、前條第一項の場合において、石炭の販売価格が基準炭価を下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、同項の規定による指示をすることともに、販売価格の制限に係る共同行

為を実施すべきことを指示することができる。

第六十八條の十四及び第六十八條の十五を削り、第六十八條の十三中「第六十八條の十一第一項」を「第六十八條の十三第一項」に改め、同條を第六十八條の十五とし、第六十八條の十二を第六十八條の十四とし、第六十八條の十一第二項中「石炭鉱区調整協議会」を「石炭鉱業審議会」に改め、同條を第六十八條の十三とし、第六十八條の十中「第六十八條の八第一項」を「第六十八條の十第一項」に、「第六十八條の十二第二項」を「第六十八條の十三第二項」に、「第六十八條の十三第二項」を「第六十八條の十五第二項」に改め、同條を第六十八條の十二とし、第六十八條の九を第六十八條の十一とし、第六十八條の八を第六十八條の十とし、第六十八條の七中「指定地域内」を削り、同條を第六十八條の九とし、同條の前に次の章名を附する。

第五章の三 鉱区の調整

第五節の二 第六十八條の六の次に次の二條を加える。

(事業計画)
第六十八條の七 前條第三項において準用する第三條第四項の規定により開発計画が告示されたときは、当該指定地域内の採掘鉱区の採掘権者は、その告示の日から三月以内に、開発計画に準拠して当該採掘鉱区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。
一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に關する事項
二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能力及び生産費の見込み
三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八條の八 通商産業大臣は、開発計画の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に対し、前條第一項の事業計画を變更すべきことを指示することができる。

第七十條中「合理化」の下に「及び安定」を加える。

第七十一條第一項中「四十人」を「四十五人」に改める。

第六十條の二を削る。

第八十三條中「第六十八條の十一第一項」を「第六十八條の十三第一項」に改める。

第七十條中第八十三條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第八十三條の二 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に委任することができる。

第八十四條に次の一号を加える。

三 第五十七條の二の規定による通商産業大臣の承認を受けず、又はその承認を受けたところに

よらないで請負夫を作業に従事させた者

第八十六条第一号中「第六十八条の十四第一項」を「第六十八条の七第一項」に改める。

附則第二条中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二第二号中「交付」の下に「雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け」を加え、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条第三号を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に第五十七条の二に規定する作業に請負夫を従事させている鉱業権者又は租鉱権者が引き続き当該作業に当該請負夫を従事させる場合には、この法律の施行の日から六月間は、同条の規定は、適用しない。その者がその期間内に当該作業に当該請負夫を従事させることについて同条の承認の申請をした場合において、承認又は承認の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表石炭鉱業審議会の項中「合理化」の下に「及び安定」を加え、同表中石炭鉱区調整協議会の項を削る。

附則第八項を削る。

理由

石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、石炭鉱業合理化実施計画の一部として整備計画を定めるとともに、これに伴い再就職計画を定めることとし、請負夫の使用を制限し、標準炭価の制度に代えて基準炭価の制度を設け、鉱区の調整を広く行なうることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電力用炭代金精算株式会社法案

電力用炭代金精算株式会社法（会社法）

第一条 電力用炭代金精算株式会社は、電力用炭の価格の安定に資するためその代金の受渡しに関する事業を行ない、あわせて石炭の流通の合理化に資する事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条 電力用炭代金精算株式会社（以下「会社」という。）の株式は、額面株式とする。

2 政府は、一億円を限り、会社に對して出資することができる。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（商号の使用制限）

第三条 会社以外の者は、その商号中に電力用炭代金精算株式会社という文字を使用してはならない。

（取締役及び監査役の人數）

第四条 会社の取締役は、五人以内、監査役は、二人以内とする。（取締役及び監査役の選任等の決議）

第五条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

（取締役の兼職制限）
第六条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）
第七条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。
一 電気事業者であつて政令で定めるもの（以下「電気事業者」という。）が購入した発電の用に供する石炭（以下「電力用炭」という。）の代金の受渡しに関する事業

二 石炭の銘柄の整理及び輸送の共同化についての調査、あつせんその他の事業
三 石炭の販売業者、石炭の購入者その他の関係者から委託を受けて行なう石炭を輸送する船舶の配船の調整
四 他の者から委託又は貸付けを受けて行なう石炭の流通の合理化に必要な設備の管理及び運営
五 前各号の事業に附帯する事業

（事業に関する規程）

第八条 会社は、業務開始の際、その営む事業に関する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。（事業計画等）
第九条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。（重要な財産の譲渡等）

第十条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。（社債及び借入金）

第十一条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。（定款の変更等）

第十二条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。（財産目録等の提出）

第十三条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（電力用炭の代金の受渡しに係る制限）

第十四条 電気事業者（その者が購入した電力用炭の代金に係る債務の引受人その他の承継人を含む。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）は、石炭の販売業者（その者が販売した電力用炭の代金に係る債権の譲受人その他の承継人を含む。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に對し、電力用炭の代金に係る債務を弁済し、又は当該債務につき相殺の意思表示をする場合には、会社に對してしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 石炭の販売業者は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済を受領する場合には、前項ただし書に規定する場合を除き、会社にこれをさせなければならない。

3 電気事業者が会社に対し第一項に規定する行為をしたときは、その行為は、石炭の販売業者に對してしたものとみなす。（電力用炭の代金の受渡手續等）

第十五条 会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済の申出を受けたときは、遅滞なく、これを受領し、かつ、その受領した金銭その他の物を当該電力用炭の販売に係る石炭の販売業者に引き渡さなければならない。

2 会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務につき相殺の意思表示を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該電力用炭の販売

に係る石炭の販売業者に通知しなければならぬ。

(民法の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで(受任者の注意義務等)の規定は、石炭の販売業者のため前条に規定する行為をする会社に準用する。

(電力用炭の代金債権を消滅させる場合等の届出)

第十七条 石炭の販売業者は、更改、代物弁済その他第十四条第二項に規定する事由以外の事由によつて電力用炭の代金に係る債権を消滅させようとする場合、電力用炭の販売に関し電気事業者に割戻金を支払おうとする場合その他通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、会社に届け出なければならぬ。

(電力用炭の販売に関する契約書等の送付)

第十八条 石炭の販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、電力用炭の販売に関する契約書の写しその他の書類を会社に送付しなければならぬ。

(通商産業大臣に対する報告)

第十九条 会社は、第七條第一号に掲げる事業を行なうに当たり、電力用炭の販売価格が、その品位に応じ、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)第五十八條第一項の規定による石炭の販売価格の基準額に準拠して通商産業大臣が電力用炭につき定めた品位別の価格と異なつてい

ことを知つたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならぬ。

(帳簿の記載)

第二十条 会社は、帳簿を備え、第七條第一号に掲げる事業に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならぬ。

(監督)

第二十一条 会社は、商通産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(協議)

第二十二条 通商産業大臣は、第二條第三項、第八條第一項、第九條から第十一條まで、又は第十二條(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

(報告及び検査)

第二十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第二十四条 電気事業者が電力用炭を販売した石炭の販売業者は、会社に対し、第七條第一号に掲げる事業の執行に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、当該電力用炭につき政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の政令で定める手数料の額は、当該電力用炭の数量一トンにつき三元をこえてはならない。

(罰則)

第二十五条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関し、わいろを受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができな

きないときは、その価額を追徴する。

第二十六条 前條第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第一項又は第二項の規定に違反して、債務を弁済し、若しくは相殺の意思表示をし、又は債務の弁済を受領したとき。

二 第十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第二十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十九條 第十八條の規定に違反して、同条に規定する書類を送付せず、又は不実の記載をした当該書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第三十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二條第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第八條第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかつたとき。

三 第九條の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

四 第十條の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

五 第十一條の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六 第十三條の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

七 第二十條の規定に違反して、同条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 第二十一條第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十二條 第三條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 2 (廃止) この法律は、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。
- 3 (会社の設立) 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。
- 4 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
- 5 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 6 設立委員は、附則第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。
- 7 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。
- 8 商法第六百七十七条、第八十一条及び第八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。
- 9 (登録税の免除) この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。
- 10 (商号についての経過規定) 第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に電力用炭代金精算株式会社という文字を使用している者については、この法

律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

11 会社の成立の日の属する營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「每營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

理 由

電力用炭の価格の安定及び石炭の流通の合理化に資するため、電力用炭代金精算株式会社を設立し、これに電力用炭の代金の受渡しに關する事業等を行なわせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 鉱害賠償の担保の積立て等(第四条—第十一条)

第三章 鉱害賠償基金

第一節 総則(第十二条—第十四条)

第二節 役員及び職員(第十九条—第二十九条)

第三節 業務(第三十条—第三十三条)

第四節 財務及び会計(第三十条—第三十二条)

第五節 監督(第四十三条—第四十四条)

第六節 補則(第四十五条)

第四章 雑則(第四十六条—第四十七条)

第五章 罰則(第四十八条—第五十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償を担保し、及び促進することにより、被害者の保護を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鉱業権」とは「租鉱権」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権又は租鉱権をいい、「採掘権者」とは、「租鉱権者」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」、「採掘鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権の鉱区、採掘鉱区又は租鉱区をいう。

2 この法律において「鉱害」とは、石炭鉱業又は亜炭鉱業による鉱害をいう。

(行為の効力の承継)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの相続人その他の一般承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 鉱害賠償の担保の積立て等

(積立て)

第四条 鉱業権者又は租鉱権者は、毎年度、その鉱区又は租鉱区について第四項又は第五項の規定により

通商産業局長が算定する額の金銭(以下「鉱害賠償積立金」という。)の積立てをしなければならない。

2 前項の積立ては、通商産業省令で定めるところにより、鉱害賠償基金(以下「基金」という。)にしなければならない。

3 鉱害賠償積立金は、基金が管理する。

4 鉱業権者の鉱害賠償積立金の額は、当該鉱区に關する鉱害(この法律の施行前に行なわれた作業によるものを除く。以下この章において同じ。)であつて、第一号(当該年度開始前に鉱業権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。以下この条から第七条までにおいて同じ。)があつた場合)に關しては、第二号(に掲げる鉱害に相当するもの)のうち、第三号から第五号まで(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合)にあつては、第三号から第六号まで(に掲げる鉱害に相当するもの)のうち、第三号から第六号まで(に掲げる鉱害に相当するもの)を以て、第四号(当該年度開始前に賠償債務が消滅した鉱害(当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したものを含み、次号(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合)にあつては、次号及び第六号)に掲げる鉱害に相当するものを除く。)

五 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する復旧工事(以下「復旧工事」という。)であつて当該年度開始前に完了したものに復旧された鉱害(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合)にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。

六 当該鉱区に設定された租鉱権の租鉱権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害及び当該年度の賠償に要する費用の額の二分の一をこえない範囲内において通商産業局長が算定して通知する額とする。

一 当該年度開始前に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害

二 最近の鉱業権の移転の日以後当該年度開始前に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害

三 鉱業権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害(次号及び第五号(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合)にあつては、次号から第六号まで)に掲げる鉱害に相当するものを除く。

四 当該年度開始前に賠償債務が消滅した鉱害(当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したものを含み、次号(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合)にあつては、次号及び第六号)に掲げる鉱害に相当するものを除く。

その消滅の日以後に発生し、又は発生することが予想されるものを除く。)

5 租鉱権者の鉱害賠償積立金の額は、当該租鉱区に関する鉱害であつて、前項第一号に掲げる鉱害に相当するものうち、租鉱権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害(同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するものを除く)並びに同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものであつた場合における租鉱権者があつた場合における租鉱権者の生ずることが予想される当該租鉱区に関する鉱害)を基礎とし、通商産業大臣の定める基準に従ひ、その鉱害の賠償に要する費用の額の二分の一をこえない範囲内において通商産業局長が算定して通知する額とする。

(被害者の弁済を受ける権利)
第五条 鉱害に係る被害者は、鉱害賠償請求権に関し、当該租鉱区又は租鉱区に係る賠償積立金であつて基金に積み立てられたもの(次条第一項から第三項までの規定により取りもどすことができる額に相当するものを除く。)につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関する手続は、政令で定める。
(取りもどし)

第六条 鉱業権者又は鉱業権の消滅若しくは移転により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立ててい

る鉱害賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する鉱害であつて、第一号(鉱業権の移転により租鉱権者でなくなつた者)にあつては、第二号)に掲げる鉱害に相当するものうち、第三号及び第四号(当該租鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、第三号から第五号まで)に掲げる鉱害に相当するもの以外のものであつては、第四号第四項の規定による賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合の賠償積立金を取りもどすことができる。

一 当該年度開始前(当該租鉱権が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後当該年度開始前)に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害
二 鉱業権者でなくなつた日の前日まで(当該租鉱権が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後当該年度開始前(当該租鉱権が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後当該年度開始前)に発生した鉱害)に発生した鉱害
三 当該年度開始前(当該租鉱権の移転により租鉱権者でなくなつた者)にあつては、当該租鉱権者でなくなつた日の前日まで。以下次号において同じ)に賠償債務が消滅した鉱害(当該租鉱区に係る賠償請求権が時効により消滅したものを含み、次号(当該租鉱区に租鉱権の設定があつた場合)にあつては、次号及び第五号)に掲げ

る鉱害に相当するものを除く。)
四 復旧工事であつて当該年度開始前に完了したもにより復旧された租鉱区(当該租鉱区に租鉱権の設定があつた場合)にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。)

五 第四号第四項第六号に掲げる租鉱権者又は鉱業権の消滅若しくは租鉱区の減少による租鉱権の消滅により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立てている賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する賠償積立金を取りもどすことができる。第四号第四項第一号に掲げる鉱害に相当するものうち、同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものであつては、同項第五項の規定による賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の賠償積立金を取りもどすことができる。

3 租鉱権の消滅(鉱業権の消滅又は租鉱区の減少による場合を除く。以下同じ)により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立てている賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する賠償積立金を取りもどすことができる。第四号第四項及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものであつては、同項第五項の規定による賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の賠償積立金を取りもどすことができる。

害賠償積立金を取りもどすことができる。
4 第四号第一項の規定を了した者は、前三項の規定により賠償積立金を取りもどすことができる場合を除き、その賠償積立金を取りもどすことができない。

5 第一項から第三項までの規定により賠償積立金を取りもどすようとする者は、基金に対して払渡しの請求をしなければならない。(権利の承継等)
第七条 鉱業権の移転若しくは租鉱権の設定又は租鉱権の消滅があつた場合において、租鉱権の移転により租鉱権者となつた者若しくは租鉱権者又は租鉱権の消滅に係る租鉱区の租鉱権者が、前条第一項又は第三項の規定により租鉱権の移転により租鉱権者でなくなつた者若しくは租鉱権の消滅に係る租鉱区の租鉱権者又は租鉱権の消滅により租鉱権者でなくなつた者が取りもどすことができる賠償積立金に関する権利を承継することにつきこれらの者の同意を得て、通商産業省令で定めるところにより通商産業局長に届出をしたときは、その賠償積立金は、その賠償積立金を取りもどすものとして、第四号第一項の規定により積立てをしたものとみなす。

第八条 賠償積立金に関する権利義務は、相続その他の一般承継があつたときは、鉱業権又は租鉱権とともに移転する。
第九条 通商産業局長は、第四号第一項の積立てをしななければならない

い採掘権者又は租鉱権者が鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三条第二項(同法第八十七条において準用する場合を含む)の規定による施業案の認可又はその変更の認可の申請をした場合において、当該採掘権者又は租鉱権者がその積立てをしていないときは、当該採掘権区又は租鉱区について同項の認可をしてはならない。
2 通商産業局長は、第四号第一項の積立てをしななければならない。租鉱権者又は租鉱権者がその積立てをしていないときは、当該租鉱区又は租鉱権区について、その事業の停止を命じ、又は租鉱権若しくは租鉱権を取り消すことができる。
3 鉱業法第四十条(命令の手続)の規定は、前項の規定による取消しに準用する。
(鉱業法の適用除外)
第十条 鉱業法第六章第二節(担保の供託)の規定は、租鉱権者及び租鉱権者並びにこの法律の施行後に租鉱権者でなくなつた者及び租鉱権者でなくなつた者について、適用しない。
(利息)
第十一条 基金は、通商産業省令で定めるところにより、賠償積立金に利息を付さなければならない。

第十三条 基金は、賠償の賠償を保し、及び促進するため、賠償のための担保の管理及び賠償

の賠償に必要な資金の貸付けその他の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十三条 基金は、法人とする。

(事務所)

第十四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十五条 基金の資本金は、三億円とし、政府がその全額を出資する。

(登記)

第十六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十七条 基金でない者は、損害賠償基金という名称を用いてはならない。

(民法の適用)

第十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二節 役員及び職員

第十九条 基金に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(監事の任命及び任期)

21 監事は、基金の業務を監査する。

(役員任期)

22 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

(役員任期)

23 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

24 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)
三 政党の役員
(役員解任)
第二十三条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(職員解任)

25 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(職員地位)

26 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができない

と認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

27 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

28 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

29 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

30 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

31 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

32 基金は、第十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 損害の賠償のための担保の管理

二 損害の賠償(復旧工事の施行を含む)に必要な資金の貸付け

三 前二号の業務に関連して必要な損害復旧事業団の業務の調整

四 前各号の業務に附帯する業務(業務の委託)

(業務の委託)

33 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、損害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団又は金融機関に対し、前項第一号又は第二号に掲げる業務(これらの業務に附帯するものを含む)の一部を委託することができる。

(前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、)

34 前項の規定による認可は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

(業務委託)

35 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

36 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(前項の業務方法書には、)

37 前項の業務方法書には、損害賠償積立金の出納及びその利息に関する事項その他の損害の賠償のための担保の管理に関する業務の方法、貸付金の利率、償還期限、すえおき期間、償還の方法、担保に関する事項その他の貸付けに関する業務の方法及び業務の委託の要領等を記載しなければならない。(貸付金の償還請求)

(貸付金の償還請求)

38 基金は、第三十条第二号に規定する資金の貸付けを行なつた場合において、当該貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 正当な理由がなく貸付金の償還を怠つた場合

二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

三 正当な理由がなく貸付金の条件に違反した場合その他通商産業省令で定める場合

第四節 財務及び会計

(事業年度)

39 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

40 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十六条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三

月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び損害賠償基金債券) 第三十八条 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は損害賠償基金債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債務に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 第一項、第四項及び前項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。(準備金) 第三十九条 基金は、積み立てられた損害賠償積立金の残額と附則第十條第一項の規定により取りもどした金銭及び国債並びに同条第二項又は第三項の規定により納付された金銭及び国債の残額との合計額に通商産業省令で定める率を乗じて得た金額以上の額の金銭を準備金として資金運用部に預託しておかなければならない。

2 前項の規定により預託している金銭に対し基金が有する権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による差押えの場合、この限りでない。(余裕金の運用) 第四十条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金
四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託
(給与及び退職手当の支給の基準) 第四十一条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(通商産業省令への委任) 第四十二条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督 第四十三条 基金は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査) 第四十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第三十一條第一項の規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則 (大蔵大臣との協議) 第四十五条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十五條又は第三十八條第一項若しくは第二項ただし書の認可(第三十一條第一項の認可にあつては、金融機関に對し委託する場合におけるものに限る。)をしようとするとき。
二 第四十二條の通商産業省令を定めようとするとき。
三 第三十六條第一項又は第四十條の承認をしようとするとき。
四 第四十條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第四章 雜則 (報告及び検査) 第四十六条 通商産業局長は、第四條第四項若しくは第五項若しくは第六條第一項から第三項まで又は附則第十條第三項に規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業局長は、第四條第四項若しくは第五項又は第六條第一項から第三項までに規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、土地若しくは建物その他の物件の所有者若しくは占有者又は被害者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 第四十四條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査に準用する。(審査請求等についての鉱業法の準用) 第四十七条 鉱業法第七十一条から第七十七条まで(聴聞手続等)の規定は、この法律又はこれに基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求に、同法第八十條(審査請求と訴訟との關係)の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。

第五章 罰則 第四十八條 第九條第二項の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四十九條 第四十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十條 第四十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌

避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第四十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十九条第一項の規定に違反して同項に規定する準備金を預託しておかなかつたとき。

五 第四十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第十七条の規定に違反して鉱害賠償基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。(廃止)

第二条 この法律は、昭和四十七年七月三十一日までに廃止するものとする。(基金の設立)

第三条 通商産業大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令

で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。(経過規定)

第七条 この法律の施行の際現に鉱害賠償基金という名称を用いている者については、第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 基金の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十一年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十条 基金は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際現に鉱業法第七十七条第一項の規定により供託されている金銭(金銭に代えて供託されている国債並びに鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十七条の規定により同項の規定により供託されたもの)及びその利息を取りもどすことができる。

2 鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、鉱業法第七十七条第一項の規定により供託すべき金銭であつてこの法律の施行の日の前日まで供託していないものがあるときは、通商産業省令で定めると

ころにより、同項の規定による供託に代えてその額に相当する額の金銭を基金に納付しなければならない。この場合において、納付すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつて代えることができる。

3 鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、昭和三十八年一月一日からこの法律の施行の日の前日までに掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が鉱区又は租鉱区ごとに算定する額の金銭を基金に納付しなければならない。

4 第一項の規定により取りもどし、又は第二項若しくは前項の規定により鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは租鉱権者若しくは租鉱権者であつた者から納付された金銭及び国債は、基金が管理する。

第十一条 鉱業法第五十五条第五号(鉱業権の取消し)、第五十六条及び第八十三条第二項において準用する第四十条(命令の手續)、第八十三条第一項第四号(租鉱権の取消し)並びに第二百二十条(事業の停止)の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金銭を納付しなければならない者に、同法第一百八条(被害者の権利)、第一百九条(取りもどし)及び第二百一十一条(権利の移転)の規定は、前条第四項の規定により基金が管理する金銭及び国債に準用する。

2 鉱業法第九條(権利義務の承継)及び第十條(行為の効力の承継)の規定は、前条第二項及び第三項並びに前項において準用する同法の規定に規定する鉱業権者又は租鉱権者の権利義務並びにこれらの規定によつてした手續その他の行為に準用する。

第十二条 供託法(明治三十二年法律第十五号)第三条及び第四条ただし書(利息等)の規定は、附則第十條第一項又は第二項若しくは第三項の規定により基金が取りもどし、又は基金に納付された金銭又は国債に準用する。

第十三条 附則第十一條第一項において鉱業法第二百二十條を準用する場合の違反については、同法第九十二條及び第九十四條(罰則)の規定を準用する。

(登録税法の一部改正)

第十四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害復旧事業団」の下に、「鉱害賠償基金」を、「臨時石炭鉱害復旧法」の下に、「石炭鉱害賠償担保等臨時措置法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一中「鉱害復旧事業団」の下に「又ハ鉱害賠償基金」を加ふる。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「鉱害復旧事業団」の下に、「鉱害賠償基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「海外経済協力基金」の下に、「鉱害賠償基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「海外経済協力基金」の下に、「鉱害賠償基金」を加える。

理由

石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償を担保し、及び促進するため、鉱害の賠償のための担保の供託の制度に代えて、新たに鉱害賠償積立金の積立て等の制度を設けるとともに、鉱害賠償基金を設立して、これに鉱害の賠償のための担保の管理及びその賠償に必要な資金の貸付け等の業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。(復旧工事の特例)

第二条の二 鉱害が生じている土地の本来有していた効用を回復することが著しく困難又は不相当と認められる場合において、これに代えて当該効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように当該土地について施行する工事にあつて政令で定めるもの及びこれに附帯する工事は、この法律の適用については、復旧工事とみなす。

第四十八条第二項中「次条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者がその鉱区又は租鉱区に係る事業を廃止した場合において、当該鉱区又は租鉱区に属する鉱害が生じている地域の全部又は一部につき、その鉱害を急速に復旧することが特に必要であると認めるときは、その地域を鉱害の復旧を促進すべき地域として指定することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による地域の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

3 第一項の規定による地域の指定があつた場合において、当該地域内において農地及び農業用施設又は家屋等について生じている鉱害に係る被害者がその鉱害を復旧することにつきそれぞれその鉱害に

係る被害者の総数の三分の二以上の同意を得たときは、当該被害者は、その同意書及び鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百九条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十五條第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責めに任ずべき者(以下「賠償義務者」という。)の当該鉱害を復旧することについての同意書(その同意を得ることができなかったときは、その事由を記載した書面)を添附して、事業団に対し、その地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定すべき旨を申し出ることが出来る。

4 事業団は、前項の規定による申出があつたときは、その申出を考慮して前条第一項の規定による地区の選定を行なわなければならない。

5 事業団は、第三項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定しないこととしたときは、遅滞なく、理由書を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四十九条第一項中「前条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「前項の規定により公共施設の復旧工事に關し見込納付金額又は」を「前項の場合において、公共施設の復旧を目的とする復旧工事に關し、同項の規定により見込納付金額若しくは」に改め、「記載しようとするとき」の下に「又は次条第一項の規

定により納付金を納付すべき者が存しなくなつてるとき」を加える。

第五十条第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百九条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十五條第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責に任ずべき者(以下「賠償義務者」という。))」を「賠償義務者」に改める。

第五十一条第一項第一号中「当該貸賃価格がない農地」の下に「又は当該貸賃価格によることが不相当と認められる農地」を加え、「当該貸賃価格が鉱害が生じたことにより修正されているためこれによることが不相当と認められる農地」に改め、「事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとする。」を削り、「二千を下らず五千」を「五千を下らず一万」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号から第三号まで及び前号の規定にかかわらず、鉱害が生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように工事が施行される土地については、その復旧費の額から国の補助金及び負担金、都道府県の補助金並びに第五十二条の負担金を控除した残額

第五十二条に次のただし書を加える。

賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額の範囲内において被害者が受ける利益については、この限りでない。

第五十三条の二第一項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつたとき」の下に、「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつてるとき」を加え、同条第二項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「又は負担金の額」を「若しくは負担金の額又は賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額」に改める。

第五十六条第四項中「目的とするものであるとき」の下に「(第六項に規定するときを除く。)」を加え、同条第五項中「目的とするものであるとき」の下に「(次項に規定するときを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項の実施計画が鉱害が生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように当該土地について施行する工事に係るものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、その鉱害に係る被害者の同意書を添附しなければならない。

第七十三条第一項中「復旧」の下に「農地の復旧にあつては、その本来有していた効用の回復に限る。以下第七十五条及び第九十四条第三項において同じ。」を加え、同条第三項中「損害賠償請求権」の下に「賠償義務者が存しなくなつてゐる場合において、その賠償義務者が存するものとしたときにその者に対して有すべきこととなるものを含む。以下同じ。」を加える。

第九十四条第五項中「賠償義務者又は賠償義務者若しくは」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつた場合」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつてゐる場合」を、「負担金の額」の下に「又は賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額」を加える。

第九十七条の見出し中「事務経費」を「事務経費等」に改め、同条第二項中「事務経費の一部」の下に「並びに賠償義務者又は第五十二条の受益者が第五十二条の二の規定により納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなくなつた場合及び賠償義務者が存しなくなつてゐる場合における第七十三条第六項、第七十四條第六項若しくは第七項又は第七十七條第四項の規定による支払に要する費用」を加え、「であつて、第二條第三項に規定する事務費に對するもの」を削り、同條の次に次の一條を加える。

(鈹害調査員)

第九十七条の二 鈹害の原因、賠償責任の範圍その他の鈹害に關する事項について、科學技術による調査を行なわせるため、通商産業省に鈹害調査員を置く。

2 鈹害調査員は、非常勤とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範圍内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の第九十七条第二項の規定は、昭和三十八年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

理由

石炭鈹業及び亜炭鈹業による鈹害の現状にかんがみ、鈹害の復旧を促進するため、鈹害の復旧を促進すべき地域の指定、賠償義務者が存しなくなつてゐる場合の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鈹業経理規制臨時措置法案
石炭鈹業経理規制臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、石炭鈹業の合理化の円滑な実施に資するため、石炭鈹業を営む会社の経理の適正化を図ることを目的とする。

(指定会社)

第二条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から二月以内に、石炭鈹業を営む会社がこの法律の施行の日現在において次の各号に該当するときは、その会社を指定しなければならぬ。

一 石炭鈹業合理化事業団から借り入れた資金の借入残高があり、かつ、その借入残高又はその借入残高と日本開發銀行から借り入れた石炭鈹業に關する資金の借入残高との合計額が五億円以上において政令で定める額をこえてゐること。

二 前一年間に掘採した石炭の數量が十五万トン以上において政令で定める數量をこえてゐること。

2 通商産業大臣は、昭和三十九年以後毎年二月末日までに、石炭鈹業を営む会社(前項又はこの項の規定による指定を受けてゐる会社(以下「指定会社」といふ。))を除くが毎年一月一日現在において前項各号に該当するときは、その会社を指定し、指定会社が同日現在において同項各号に該当しないときは、同項又はこの項の規定による指定を取り消さなければならぬ。

(利益金の処分)

第三条 指定会社の利益金の処分に關する決議(前条の規定による指定を受けた日の属する營業年度以後の營業年度に係るものに限る。)は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなればならぬ。

一 その申請に係る營業年度において、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用につ

いて必要な経理を行なつた後に行なうものであること。

二 石炭鈹業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(事業計画及び資金計画の届出)

第四条 指定会社は、第二条の規定による指定を受けた日の属する營業年度の翌營業年度以後の毎營業年度の開始の日から起算して一月を経過する日までに、その營業年度の事業計画及び資金計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 指定会社は、前項の事業計画又は資金計画を変更したとき(通商産業省令で定める事項を変更したときに限る。)は、その変更の日から一月以内に、変更後の事業計画又は資金計画を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(勧告)

第五条 通商産業大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、その事業計画又は資金計画(前条第二項の規定による届出の場合にあつては、変更後の事業計画又は資金計画)が石炭鈹業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定会社に対し、これらの計画の改善に關する勧告をすることが出来る。

(監査)

第六条 通商産業大臣は、毎年、指定会社の業務及び経理の監査をしなればならぬ。

(監査の実施)

定による監査を行なうため必要があると認めるときは、当該指定会社からその業務若しくは経理に關し報告をさせ、又はその職員に当該指定会社の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九条 指定会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その指定会社の業務又は経理に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定会社に対して同条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範圍内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

理由
石炭鉱業に関する施策の進展に伴い、指定会社の利益金の処分制限、その事業計画及び資金計画の改善の勧告等石炭鉱業の経理の適正化を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

重油ボイラーの設置の制限等に關する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に關する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に關する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に關する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に關する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に關する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
最近の経済事情にかんがみ、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提

理由
最近の経済事情にかんがみ、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提

時措置に関する法律の有効期間を昭和四十二年三月三十一日まで延長するとともに、同法の適用対象から除外される小型ボイラーの範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田国務大臣 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

石炭鉱山保安臨時措置法は、転換期における石炭鉱業の保安対策として、保安を確保することの困難な石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせること等を目的として、昭和三十六年十二月二十五日から昭和三十八年十二月二十四日までの限時法として制定され、自後、保安確保上著しい効果をあげてまいりましたのであります。しかしその後、石炭鉱業にかかわる経済情勢が著しく変化し、これに伴って、現行法の有効期限後に当たる昭和三十九年におきましても、保安上すみやかに鉱業を廃止させることを必要とする事態に至る石炭鉱山が、なお少なからず発生するおそれが出てまいりましたので、このたび本法の有効期限を昭和三十九年十二月二十四日まで一年間延長して、以上のような事態に至る石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせる等の措置を講じて、保安の確保に万全を期することとした次第であります。

何ぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提

理由
最近の経済事情にかんがみ、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提

理由
最近の経済事情にかんがみ、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提

案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭鉱業の不況の実情に対処して、政府におきましては、従来から施策の充実につとめてきたところであります。が、昨年末、石炭鉱業調査団の答申に基づき、石炭対策大綱を閣議において決定し、今後の石炭対策の基本方向を確立した次第であります。

石炭鉱業の自立と安定をはかるためには、需要の確保をはじめとし、近代化、合理化による生産体制の確立、資金の確保、雇用の安定等の諸対策を総合的に講ずることが必要であります。これらの対策を一そう推進するための立法措置として、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案した次第であります。

この法律案の内容の第一点は、法律の目的を拡大し、単に石炭鉱業の合理化のみならず、その安定をもはかるべきことに改め、これに伴い、石炭鉱業審議会は石炭鉱業の合理化に関する重要事項のみならず、その安定に関する重要事項をも調査審議するものとしたことであります。

その第二点は、石炭鉱業の開発増強及び合理化整備の緊要性にかんがみ、石炭鉱業合理化実施計画の一部として整備計画を定めることとするにとともに、これに伴い炭鉱職者の再就職計画を定めることとしたことであります。

その第三点は、石炭鉱業における請負夫の使用は限定的に認めることとし、一定の坑内作業について請負夫の使用を事前承認にかからしめることとしたことであります。

その第四点は、電力用炭を中心とした石炭需要の確保と炭価の安定をはかるため、従来の標準炭価制度にかえて基準炭価制度を設け、政府は毎年、石炭鉱業審議会の意見を聞いて、石炭の販売価格の基準額を定めるとともに、従来の勧告と指示のほかに、基準炭価によるべきことを勧告することができるとしたこととあります。

その第五点は、石炭鉱山の調整を、従来のように未開発炭田の指定地域に限らず、広く一般的に行ない得ることとしたこととあります。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何ぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。電力用炭代金精算株式会社法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭価格の安定と需要の確保は、石炭鉱業の自立と安定をはかるための諸施策の前提となるものであります。政府はこのために電力、鉄鋼等大口需要業界に対して、石炭の長期引取の増量をかねがね要請いたしております。また一方石炭の流通合理化の推進をはかっておりますが、その推進母体の実現が望まれておりました。そこで、石炭の長期引取契約の履行を促進し、また引取炭価の安定的維持に資するにとともに、流通合理化の推進のための立法措置として電力用炭代金精算株式会社法案を提案した次第であります。

この法律案の内容の第一点は、電力用炭代金精算株式会社の組織及び事業等についてであります。この会社は、電力用炭の代金の受け渡しに關する事業及び石炭の流通の合理化に資するた

めの銘柄整理、輸送の共同化、配船調整、流通合理化設備の管理運営等の事業を行なう、一部政府出資の株式会社であります。

この法律案の内容の第二点は、電力用炭代金の受け渡しの規制についてであります。電気事業者及び石炭の販売業者は、電力用炭の代金の受け渡しをしようとするときは、電力用炭代金精算株式会社を経由して行なわなければならないことといたしました。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何ぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近における石炭鉱業の整備の進展に伴い、事態の変化に即応した有効適確な鉱害対策を求めるとともに、地域社会の声が高まっていることは、御高承のとおりであります。

特に、炭鉱閉山後において発生する鉱害の処理及び石炭鉱業の資金事情の悪化による賠償遅延によって、現地の生活不安は深刻なものとなつておるものであります。この際、鉱害賠償資金の確保をはかり、鉱害処理を確実に、しかも円滑に行なわせるための対策を講ずることがぜひとも必要であると考えられるのであります。

この法律は、このような現状認識に立ちまして、十分な鉱害賠償のための担保をあらかじめ積み立てさせ、賠償担保制度を充実させるとともに、その見返りに、担保として積み立てられた資金に政府資金を加えたものを財源として長期低利の賠償資金融資を行な

い、鉱害の被害者の保護を厚くすると同時に、石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的とするものであります。

この法律案の主要な内容の第一点は、石炭または亜炭を目的とする鉱業権者または租賦権者は、その鉱区または租賦区に関する鉱害の賠償のための担保として、毎年度、将来発生することが予想される鉱害に即して、鉱害賠償積立金を積み立てなければならぬこととしたこととあります。この鉱害賠償積立金は、賠償の担保でありますので、被害者はこれについて従来供託金と同様に優先弁済を受ける権利を有することとしております。

第二点は、この法律の目的を実現するため必要な業務の実施機関として、全額政府出資の特殊法人鉱害賠償基金を設立し、賠償の担保の管理及び賠償積立に必要な資金の貸し付けの業務を行なわせることとしたこととあります。

なおこの法律は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害について特別措置を必要とする期間の暫定措置とする観点から、臨時石炭鉱害復旧法の期限内に合わせて、昭和四十七年七月末までの措置とすることとしたこととあります。

りますが、政府といたしましては、昨年三月末に答申を得ました石炭鉱害対策審議会の結論を中心に、最近の鉱害処理対策に関する種々の要請を勘案いたしまして、臨時石炭鉱害復旧法の改正につき検討を加え、ようやく成案を得るに至りましたので、改正案を国会に提案し、御審議を願うこととした次第であります。

改正案の第一の要点は、鉱害の復旧工事を施行する際に、その土地を従前の用途のまま復旧することが著しく困難であり、または不適当であると認められる場合は、それにかえて、他の用途に供される土地として復旧する工事を施行することができることとしたこととあります。

第二の要点は、閉山炭鉱の鉱害復旧を促進するための措置として、閉山炭鉱の鉱害が発生している地域であつて、鉱害復旧を急速に行なう必要があるものについては、まず通商産業大臣が地域指定を行ない、その地域内の被害者が被害者総数の多数の同意を得て申し出をした場合には、鉱害復旧事業団はその申し出を十分に考慮して復旧計画を作成しなければならぬこととしたこととあります。

改正案の第三の要点は、鉱害復旧事業団に対する国庫補助を増額して、無資力鉱害に伴う被害者救済措置の充実をはかることとしたこととあります。その他この改正案では、賠償義務者がなくなつた鉱害を復旧の対象に加え、農地復旧の際の納付金算定基礎の修正を行ない、また鉱害に関する科学技術による調査を行なう鉱害調査員の制度を法制化することとしたこととあります。

以上がこの法律案の内容及びその提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

石炭鉱業経理規制臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現下の石炭鉱業はきわめて苦しい状況のもとにあり、その自立と安定をはかるためには国の助成措置が必要であります。他方石炭鉱業の側においても、適正な経理と妥当な事業運営が行なわれることが同時に必要であります。この見地から、石炭鉱業の経理の規制に関する臨時立法措置として、この法律案を提案した次第であります。

この法律案の内容は、規制対象といはしまして、通商産業大臣は石炭鉱業合理化事業団及び日本開発銀行から多額の資金を借り入れている石炭企業を指定するものとし、その指定を受けた会社は、その利益金の処分について通商産業大臣の認可を受けなければならず、また毎営業年度、事業計画と資金計画を通商産業大臣に提出するものとしたこととあります。通商産業大臣は必要がある場合にはその改善勧告ができるものとし、また、毎年定期的に指定会社の業務及び経理の監査を行ない、経理規制の実効を期することとしたこととあります。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律は、昭和三十年に石炭鉱業合理化臨時措置法が制定されました際に、石炭と競合関係にある重油を使用するボイラーの設置を制限することによって、適正規模の需要を確保して石炭鉱業の合理化達成に寄与することを目的として制定され、次いで昭和三十五年に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に際し、この法律の有効期限を三年間延長して昭和三十八年十月三十一日まで効力を有するものとしたこととあります。

この間政府におきましては、石炭鉱業の自立と安定をはかるため施策の充実につとめてまいりましたが、エネルギー事情の変動等もあつて、石炭鉱業の不況の実情はいよいよ深刻化したのであります。政府としてはこれに対処して、昨年来石炭鉱業調査団の答申に基づき、石炭対策大綱を閣議において決定し、今後の石炭対策の具体的方向を確立した次第であります。

この石炭対策大綱に基づく諸措置を講ずるための所要の立法措置につきましては、さきに石炭関係の六法律案を提出いたし御審議いただいておりますが、今回さらに石炭需要確保対策の一環として、この法律の有効期限をさらに昭和四十二年三月三十一日まで延長することとした次第であります。なお、この法律の有効期限の延長にあたりましては、石炭鉱業の自立と安定の達成の障害とならない範囲内におきまして、この法律の規制対象から除外される小型ボイラーの範囲を拡大することとし、中小企業の合理化近代化に配慮いたしております。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○上林山委員長 これにて、内閣提出七法案の提案理由の説明は終わりました。

○上林山委員長 次に、去る二月二十六日に付託になりました、多賀谷眞君外七名提出の産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案を議題とし、まず提出者に提案理由の説明を求めます。多賀谷眞君。

産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案

産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案

第一条 この法律は、産炭地域内に事業場を有する中小企業者で石炭鉱業の不況によりその事業を営営することが著しく困難となつたもの等に対する特別の措置について規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい地域及びこれに隣接する地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十一年法律第 号)第九条第一項に規定する中小企業者をいう。

(代金支払債務等の弁済)

第三条 石炭鉱業合理化事業団(以下「事業団」という)は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

險価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、産炭地域関係保証及びその他の保証」とに」と、同法同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、同法同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、産炭地域関係保証及びその他の保証」とに」とする。

（雇用奨励金及び労働者住宅確保奨励金の支給）
第十條 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては、前条に規定する市町村長の認定を受けた中小企業者であつた者及び離職した産炭地域内に事業場を有する中小企業者に雇用された従業者であつて政令で定めるもの（以下「廃止中小企業者等」といふ。）の就職の促進に關する措置がなお不十分であると認められる現状に対処するため、次の各号に掲げる業務を行なう。
一 公共職業安定所の紹介により廃止中小企業者等を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。
二 公共職業安定所の紹介により廃止中小企業者等を雇い入れる事業主又はその団体に対して労働者住宅確保奨励金を支給すること。
三 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。
四 国は、予算の範囲内において、雇用促進事業団に対し、前項各号に掲げる業務に要する費用に相当する金額を交付することができ
五 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項各号に掲げる業務については、適用しない。
六 第一項各号に掲げる業務は、雇用促進事業団法第四十條第三号の規定の適用については、同法第十

九条に規定する業務とみなす。
五 雇用促進事業団法第二十條、第三十二條第二項、第三十七條第一項（同法第二十二條第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第四十條第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。
附則
（施行期日）
一 この法律は、公布の日から施行する。
（廃止）
二 この法律は、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

理由
産炭地域内に事業場を有する中小企業者で石炭鉱業の不況によりその事業を經營することが著しく困難となつたもの等に対し、代金支払債務の代位弁済その他特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約十三億九千万円の見込みである。
○多賀谷議員 産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
御承知のとおり、石炭鉱業の不況によりまして、産炭地域内に事業場を持つてゐる中小企業者は、購買力は減退し、土地、店舗の担保価値は低下し、事業の經營は著しく困難を來た

し、閉店、倒産も相次いでいる実情にあります。終閉する炭鉱の石炭業者及びその労働者に対しては、不十分とはいへ、一応終閉山対策が講ぜられてゐるところであります。これらの中の中小企業者とその労働者につきましては、今日まで、何らの施策も講ぜられていないのであります。
政府の調査によりまして、産炭地域における中小企業者の炭鉱への完掛金は百二十億円のほるといわれ、そのうち約二割は取り立て不能という深刻な状態に置かれております。政府の合理化計画では、今後炭鉱の整備は一そう急激に行なわれようとしておりますので、関連中小企業者の受ける犠牲はさらに大きくなることは必至であります。したがつて、炭鉱合理化のしわ寄せを直接受けることとした中小企業者並びにその事業場に働く労働者に対し特別の考慮を払ふことは、國のなすべき当然の責務であると思ふのであります。ここに本法案を提出した次第であります。
以下、簡単に本法案の内容について御説明申し上げます。
第一に、石炭鉱業合理化事業団は、採掘権を買収した石炭業者及び廃止事業者が産炭地域内に事業場を有する中小企業者に対して負担してゐる代金支払債務については、整理交付金の別枠を設け、代位弁済をすることといたしました。
第二に、国は、産炭地域の中小企業者が石炭不況によつて移転または事業の転換をする場合、及び石炭鉱業にかかわる元掛金の回収が困難なため、事業經營に支障を來たしている場合、これらの中小企業者に対して國民

金融公庫、中小企業金融公庫の貸し付けの資金ワクの増大、貸し付け条件の緩和及び手続の簡素化をはかるよう努力することといたしました。
第三に、産炭地域の中小企業者に対する資金の融通の円滑化をはかるため、中小企業信用保険法の特例を設け、産炭地域関係保証については、一般の保証の付保限度額と同額の付保限度額を別枠で設けるほか、保険金額のてん補率を百分の九十に引き上げ、また保険料を引き下げる措置を講ずることといたしました。
第四に、国は、石炭鉱業の不況によつてその事業を廃止した者に対して、廃業手当を支給することといたしました。
第五に、雇用促進事業団は、廃止中小企業者及びその労働者を雇い入れる事業主に対し、雇用奨励金及び労働者住宅確保奨励金を支給することとした。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。
○上林山委員長 これにて、提案理由の説明は終わりました。
ただいま提案理由の説明を聴取いたしました各法律案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○上林山委員長 次に、石炭対策に關する件について調査を進めます。
去る五月七日、山口県小野田市大浜炭鉱において発生いたしました出水落盤事故について、まず政府に説明を求めます。八谷鉱山保安局長。
○八谷政府委員 大浜炭鉱の出水災害につきまして、鉱山保安局から担当課

長が現地調査に参りましたし、また、昨晩までの電話連絡等を取りまとめまして御報告申し上げます。

この所在地は山口県の小野田市でございますが、坑口付近を除きまして、すべてが海底炭層になっておるわけでございます。発生の日時は、去る五月七日の九時十分ごろでございます。直接出水の原因になりました発生箇所は、中央幹線の一卸左一坑道の右七片の小払というところでございます。ただいままでに罹災いたしました者は、十五名でございます。この炭鉱の出炭は月産一万八千トン程度で、労働者七百名、中小炭鉱では右翼に属する炭鉱かと存じます。

まず、災害の概況について申し上げます。災害が発生しました左一坑道の右七片に設けられております、小払と称しておりますが、これは小払長が約二十一メートルの小さな払でございます。五月の五日より採炭を開始いたしました。災害当日の七日までにあらず二メートル、二ワク程度の払の進行ができた程度でございます。この払の状況でございますが、災害前日の五月六日の一番方で払に重圧がきまして、払で採炭をいたしました石炭を落とす、す、いわゆるシュートと申しておりますが、ナンバー九立坑でございます。この立坑の下付近が約二メートル程度つぼ抜けたしまして、そこから毎分三立方程度の水が出てまいりまして、その後も重圧が続く状態でございます。この三番方の二十二時三十分ごろ、夜中でございますが、採炭の続行が不可能な状態に立ち至ったと認められまして、三番方の担当係員より白神と申します採炭課長に状況を報告いた

しまして、課長は零時三十分ごろ、七日の零時三十分ごろでございますが、現場に到着いたしました。状況は調査しまして、田島保安管理者、これは鉱務部長でございますが、これに状況を報告いたしました。いろいろ連絡し合つた結果、保安管理者の指示によりまして、採炭を中止し撤収するということにしたわけでございます。災害の発生箇所でございます。この小払は、わずか二メートル程度の払進行をやつただけで撤収を開始する、こういう状況になったわけでございます。三番方では、この小払内の機材の撤収と、ゲート坑道にコボー木積みを行なつてこの方の作業を終了したわけでございます。このコボー木積みと申しますのは、普通のいわゆる空木積みによる状態にしまして、水がろ過しやすいような状況にしまして、これをゲート坑道に積み上げまして、その方の作業を終了したわけでございます。

次に、災害当日の状況でございます。災害当日は、一番方の小払担当の新藤という係員が欠勤をいたしましたために、同地域の他の撤収作業箇所を担当しておりました平田という係員が代番をするということになりました。この小払の片のエンジン撤収作業に二名、これは罹災をいたしました。それから小払ゲート関係の撤収に八名、これは避難をいたしました。それから若干離れた箇所でございますが、右五片払の撤収に四名、これは罹災をいたしました。これをあつめたわけでございます。なおこのほかの作業箇所の就業人員は次のとおりになっております。右七片坑道、これは

小払の下を通つております下盤の水平岩石坑道でございます。この右七片の掘進と、それから仕練り関係に九名の者がおつたわけでございます。これは組夫であります。岩石坑道の掘進でございます。これはすべて罹災をいたしましたわけでございます。それからそのほかに、この坑道の運搬に二名、これも組夫でございます。これは避難をいたしました。それからこの坑道のみを割り二名、それからこの付近の採炭箇所には、これは右八片、九片方面でございますが、採炭、掘進、運搬等に五十四名、合計いたしました。避難した者、また罹災した者合わせまして八十名の労働者が一卸関係に就業しておつたわけでございます。この八十名のうちに罹災者が十五名と、避難しました者が六十五名、ほかに係員が三名おるわけでございます。この右七片部内の担当係員であります平田係員より、小払のゲート関係の撤収作業にありつけられました七名、これは責任者を固縛と申しますけれども、これは七時に入坑いたしました。第二水平坑道でこのうちの責任者の固縛は、八時ごろ前日の三番方の小坂係員に会つて作業の引き継ぎを受けておりました。作業の詳細につきましては平田という係員に聞いてもらうようにという引き継ぎを受けました。八時十分ごろまた坑内詰所まで、三番方の平田係員と前日の状況を話し合ひまして、現場に行つたわけでございます。そうしまして八時四十分ごろ作業現場に到達いたしました。この七名中二名を七片坑道に詰め込み、他の五名をゲートの作業に就業させたわけでございます。またこのほかに、この小払片

のエンジンの撤収作業に二名が入つておつたわけでございます。この小払ゲートの撤収作業の責任者であります、先ほど申しました固縛という方は、ゲートに登つてチェーンを運搬してこのゲートにはコンペヤーがありまして、このチェーンを運搬してみましたところ、水を含んだ泥土が出てまいりまして、また運搬ができなくなり、通気も悪くなりましたために、先ほど申しましたナンバー九の立坑の一つ手前のナンバー八の立坑よりおりやうとしたとき、下におりましたナンバー九の立坑よりギロギロと申しますのは泥土を含んだ水とどろでございますが、これが出てくるというやうな報告を受けまして、自分でこのナンバー九の立坑下、ゲート・シュートに行つて見たところ、報告のとおり水とどろが落ちかかつてきたわけでございます。そこで直ちに、そばにおりました佐伯という積み込み夫に、ゲート関係におつた者を下におろさせまして、また、組夫関係が坑道の奥の方におつたわけでございますが、水だから早く出てこいと大声で連絡をしたわけでございます。この連絡によりまして、組夫の中の運搬をしております中田というのが、泥水を泳ぐようにして出てきたわけでございますが、他の九名はちやうど坑道の上から流下しております。泥土を見まして、出ることをちやうどした模様でございます。その奥で罹災したままになっておるわけでございます。また、先ほど申しましたゲート関係の者たちが避難をいたしました。坑道の手前のほうで平田という担当係員に会ひまして異変を知らせたわけでございますが、平田はここで二つ

の処置をとつたわけでございます。一つは七片、九片に大ぜい入つております人々を救済するために、自分がそちらの方向に連絡に行く、それから一方右五片方面に、これは四人罹災いたしました。その方面に使いを走らせる、こういう処置をとつたわけでございます。先ほど申しましたやうに、八片方面には非常に多くの人々が入つておつたわけでございますが、全員が係員の指揮によりまして、一たんは右七片の水平坑道のほうに出てまいりましたけれども、どろの流れに困りました。さらには迂回いたしました。よやく難を免れたわけでございます。しかし一方におきまして、五片方面に連絡に行きました伝令は、どうも私の就業状況を十分に熟知していなかった模様でございます。的確な連絡ができないために四名はそのまま罹災をする。それから一つは、小払の片にエンジン取り片づけにありました二名、九名と四名、二名が三カ所にわかれまして、合計して十五名が罹災をしたわけでございます。

非常に現場の様子が詳細になりましたけれども、以上のような状況で災害が発生したわけでございます。当初私どもはこの災害を聞きまして、これは海水とつながりがあったというやうなことを直感したわけでございますけれども、現在調査いたしましたところでは、まだ断定的ではございませんけれども、断層の上部に、これは四紀層が九十メートルございますが、この四紀層と三紀層との間の砂利層の中の水が重圧によって崩落したところ吹き出してきた、こういうものではないかと考え

られるわけでございます。水の分析その他から海水とのつながりはないと目下のところ判断いたしております。上部現場にございます含水層からの水の流出であると、かように考へるわけでございます。ただ今後の取りあげ状況でございますが、現在まず排水に主力を置きまして、一卸方面から災害箇所に通じます左一坑道を取りあげるとともに、もう一方の左七片という方面の二カ所から防水ダムを取りあげまして、排水並びに取りあげを進めておるわけでございますが、現在までに百三十四メートル程度の取りあげ状況でございます。罹災者のところに到達いたしますので、一三〇程度の取りあげ状況でございます。現在非常に困難をきわめておりますのは、だんだん坑道の風化が大きくなってまいりまして、坑道の崩落があるという事と、水には炭酸ガスが含まれておりまして、この炭酸ガスが坑道内に四、五〇程度も出てくるといふような状況で、非常に取りあげに困難をいたしておりますけれども、何とかして一日も早く罹災者の個所まで到達すべく、目下極力作業を進めておるところでございます。

この種の災害防止対策につきまして、まだ原因の究明が——取りあげに奔走いたしておりますが、監督官も十分な聞きとり等もできない現況にございまして、また取りあげた個所とその他からも総合判断しないと、にわかには断定はできませんけれども、いずれにいたしまして、この宇部地区といいたしまして、非常に類例のない大量の水が出たわけにございまして、坑道をおおいましたものは、二万二千立米に及

んでおります。従来せいぜい百立方メートル程度の水がちょいちょい出てきたというふうなことで、その程度の水に対しては十分な処置ができておった。ところがここの異例の天盤からの水ということになりまして、その地質状況その他を十分に調査いたしまして、今後の類似災害の防止には万全を期したい、かように考へておるわけにございまして、以上をもつて御報告を終わります。

○上林山委員長 いただいた説明について、委員長から一言要望いたしておきたいのですが、原因の点については慎重に検討を要すると思っておりますが、これに対する対策がその程度で十分だといふふうに思っておられるのかどうかという点が一点。
第二点は、十五名の方々はもうすでになくなられたものではないかと推察するのであります。その点の判断はどうかということになっておりますか。この二点だけをお尋ねいたしておきます。

○八谷政府委員 お答えいたします。この同種災害の防止につきましては、ただいま御説明いたしましたことで決して十分と思つていないわけにございまして、従来宇部地方では、水を押え込んで先に進んでいく、ここの対策をとつてきまして、水抜きをするというふうなことは、袋水の場合と違つて非常に困難性があつたというふうなことから、ダムを築き、そして避難態勢を整へるというふうな、ある意味では消極的な対策をとつてきた。ところが宇部地方におきまして、四紀はだんだん厚くなって海水との遮断はできず、しかしここの異例な上部にあり

ます含水層との関係が、逆に三紀層が薄くなってまいりまして、その対策が今後懸念されるというふうな状況下にあるわけにございまして、十分に研究いたしまして抜本的な対策を講じた、かように考へるわけにございまして、それから罹災者につきましては、私どもは、もうすでに八日以上たつたわけでありまして、取りあげが一日も早く罹災者の罹災現場に到達いたしまして、その行つておるところまで早く進みたいという事を急願しておるわけにございまして、現在の状況からいいますと、私どもとしまして四名等につきましては、どれだけ重圧によつておつたか、その体積でございますが、その体積を考へますと、非常に憂慮すべき事態に立ち至つておる、かように考へております。

○上林山委員長 質疑の通告がおりますので、これを許します。岡田利春君。
○岡田(利)委員 いただいた報告のありました宇部の大浜炭鉱の災害について、先ほど理事会で委員派遣が決定いたしましたので、その調査に行く予備的な質問という形で、若干お尋ねいたしたいと思います。
まず第一点は、今度保安監督署が法律の改正で正式にできまして、その監督官から当然大浜炭鉱に、保安監督官が保安監督のために派遣をされておると思つておられます。それは大体いつの時期にこの保安監督が行なわれておるか。このことをまず第一点としてお伺いします。

とは関係ございませんで、従来から広島保安監督部の宇部支部を設けておりました、この支部は保安監督部と同じような体制にありまして、全面的な委任を受けているものでございまして、実質的に宇部監督部とも申していいような形態をとつておるわけにございまして、課制も設けておるわけにございまして、この大浜炭鉱の従来の監督状況は、ここの半年間くらいは毎月現場に行きまして、保安の悪い点等を指摘してきておるわけにございまして、従来の監督からいいますと、通気の問題、運搬の問題等を主として指摘しておつたやうにございまして、さらに、この四月九日には監督官の立ち会いのもとに退避訓練の総合練習をいたしておりました、この一卸部内の退避練習もやっておつたというふうな状況にございまして、

はなくして、積極的にその海底下の地質条件というものを把握する必要があります。現在日本の炭鉱で、海底採掘のビルドアップの炭鉱が非常にウエートが大きくなつておるわけにございまして、高島炭鉱、端島、松島あるいは三池もそうでしょうし、太平洋もそうでしょうし、これは前から問題になつておるわけにございまして、海底ボーリングをする必要があるのじゃないか。これは合理的な採掘と保安対策の面も私に思つておるわけにございまして、この宇部地区の場合には、そういうボーリングが行なわれたことがあるのかどうか。あるいはまた、そういう地質的な調査についてはどういふ方法をとつておるのか。この点について、予想外というのですから、おそれる、予想外というのですから、おそれるべきものがなかつたということになるのじゃないか、こう思つておりますが、いかがでしょうか。

○八谷政府委員 海底採掘につきましては、特別掘探計画を出さしめるようになっておるわけにございまして、保安法の規定によりまして、ボーリング等によりまして、まず炭層上下盤の状況、海底下の状態を詳細に調査しておくと、この調査結果を立てる上での前提条件にございまして、どこにどれだけの四紀層があり三紀層があるかという点によりまして、区画採掘をする際の区画の大きさをあるいは坑道の位置等が違つてくるわけにございまして、大浜炭鉱におきましては相当数のボーリングがこの付近にも行なわれておるわけにございまして、柱状図もできておつて、どこに宇部地方特有の砂利層が含まれてい

るかというところもわかっていたわけでございます。そういう状況から、この災害が発生しました小仏も、全体的に見ると、この重圧では耐えられないというよりなことから、わずかに二ワ工程度払っただけで撤収に移ったわけでございます。ただ結果論的に申しますと、従来は大きな水が出ないで、その私を一時中止しておく、あるいは水門を閉じるといふようなことによつて水を押え得た。ところが今度のような、今までの十倍以上のような水が一度にふき出して来たといふようなことについて認識と申しますか、危機感といふようなものが、過去の経験が逆に災いして、それほど深刻な水であるといふことを考えられなかったのではないかと、こういふふうに考えられるわけでございます。全体的な地層からいま判断してみますと、この炭層の状況は、これが炭層コンターを考へてみますと、ポットムに近いようなところになつておるのではないかと、こういふこと、それから、あるいは三紀層の堆積しましたあとに、浸食されました、その上に四紀層が積もつて、ちょうど災害現場付近だけは三紀層が非常に薄くなつていたのではないかと、これを海底ボーリングから相当な距離でやつていくときに、そこまでのことが判定し得なかつた。と申しますのは、私の進行状況も、順次に払いを進めていく途中を全部やめまして、それとして相当先からまた逆に退却をしてきたといふような特殊な採炭状況をとりまして、ちよとどその退却を始めたところがある。これは詳細に調査してみないとわかりませんが、結果

論的にみると、一応ただいま申し上げるようなことも判断されるわけでございます。この辺はよく調査をして進めたいと考えております。

○岡田(利)委員 これも、報道ですからはつきりしたことはわからないのでありますが、こういふ海底で、しかもそういう特別な掘採計画を立てて採掘しておるにもかかわらず、災害が起きた場合に、この炭層には予備ポンプが非常に少なかったといふことが指摘をされておるよりに聞いておるわけでありまして。しかも災害が発生して、夕方になつて三十馬力のポンプがようやく一台始動する。翌日になつてようやく五十馬力のポンプが据えつけられる。しかも現在動いておるポンプは、隣の宇部興産から応援をもらつて、それぞれポンプの据えつけを現在行なつておる。こういふ報告が実はなされておるわけですが、もちろん、いま報告がありましたように、海底陥没ではありますけれども、特に出水に対する対策として予備ポンプが常備されなければならぬのではないかと、こう私は考えるわけではあります。この点について、一体この炭層ではどういふ対策を立てておつたのか、あるいは、現有のそういう不時の出水を備える予備ポンプの態勢は一体どうだったのか、この点をお聞きしたいと思います。

○八谷政府委員 ただいま岡田先生から御指摘の点は、まことにごもつともだと思つておるわけでございます。ごく小さな炭層で、ちよとどいふ風水害のときなんか、ポンプをとられて、ポンプがないために押え水も追水もできないといふようなところがござい

が、一万七、八千トンも出るような中小炭層のAクラスの山におきまして、ちよとど一卸部についておりましたポンプがとられたとはいへ、追水するよなポンプが得られないで、ただいま御指摘のように、鉱務監督官が自動車で借りてきて据えつけさせるというよな現場の状況だつたわけでございます。相当な出水に対して日ごろから注意してなければならぬにかかわらず、その予備ポンプの態勢もなかつたといふことは、資金面においても、生産第一主義で生産に必要なものを買つていく態勢といふことが結果的には考えられるわけでございます。ここに保安融資も坑道関係とかポンプ関係につきまして二千二百萬円の四〇〇〇程度、約九百萬円の保安融資も行なうよりにして、一部は金も貸し付けておるわけでございますが、大きな計画に対しては十分いろいろな支援助をしておつたけれども、そういういざという場合の小型ポンプの予備についての十分な配慮が現場にもなかつた、また私も監督する者も事前にそういう問題について十分な配慮が足りず、十分な指摘ができなかったといふようなことは、はなはだ申しわけなく存じておる次第でございます。これにつきましては、隣の山から借りるといふ問題、あるいはそういうことでなくて、一定のポンプあるいはパイプ、ケーブル等を常備するよな防水組合的なものを検討していくといふようなことを今後検討いたしまして、たとえ中小でもそういうことのために排水がおくれないといふようなことのないよりにつめたいと思つておる。

○岡田(利)委員 石炭局にお尋ねしたのですが、この炭層は宇部地区でも、あるいはまた日本の中小炭層でも概して優良炭層であつて、いわば右翼の炭層である、かように言われておるわけですが、したがつて、その経営内容についてもそう悪くないのではないかと、こう判断をしておるわけですが、これも調査団が日本のそれぞれの大手、中小炭層のビルドアップにつきました。これは、大体見当をつけて一応の計画もつくられておるわけですが、ですからこの山のライフは一体どの程度なのか、それと同時に、この炭層の経営内容といふものは大体どういふ状態に今日あるのか、この点についてお尋ねしたいと思つておる。

○中野政府委員 いま岡田先生の御指摘のよりに、大浜炭層は宇部地区におきます中小炭層であります。比較的従来堅実な経営を行なつておる。また、同地区における炭層としては最も安定した炭層の一つじゃないかと、十年以上のライフがあるのではないかと、十年以上に見ておるわけでございます。ただ最近の事情としては、従来掘つておりましたところがだんだん終極になつて、いま災害を起こした新しいほうへ坑道を掘つて、そちらのほうを新しく手がけようといふことで相当資金事情も苦しくなつてきておる。それで先ほど保安局長も言いましたよりに、ポンプとかケーブル等も保安上やはりもう少しやらなければいかぬといふことから、これはちよとど時期がおくれたのですが、昨年の十一月にケーブル、ポンプ等を買入融資も事業団のほうからやつて、ポンプなんかも発注しておつて、いま製作中であるといふ事情にございまして。また新しく開発

を進めていかなければいけませんので、開銀資金等も今後あつせんしようといふよなことでちよとど計画のところ、そういう意味で、いままでおつたのでありますが、新しく資金を相当投下をしてやらないと、もう生命がなくなる、ちよとどそういう状況のときにこの災害が起つた、こういうことでもあります。

○岡田(利)委員 いま石炭局長、保安局長から答弁があつたのですが、特に保安融資の問題については再検討する必要があるのではないかと私は思つておる。といふのは、炭層の作業といふのは、生産なのか保安なのか、なかなかわけがつかぬ面が非常に多いわけですが、たとえば排水設備、通気設備についても、排水坑道、通気坑道、あるいは防塵対策その他についても、これは生産対策なのか保安対策なのか、画然と判断がつきにくい面があるわけですが、ですから、保安対策といふ場合には重点的にやる必要があるのではないかと、たとえばガス事故についても、いわゆるガス対策についても、特にその面に力点を置く。あるいはまた海底であり、あるいは出水の多いところについては、排水関係については保安対策として重点的にやる。あるいはまた通気系統をどうしてもやらなければならぬ場合には、坑道を切らなければならぬといふ問題が出てまいりますから、これについてはやはり保安対策といふ面でもつていかなければ、この種の災害といふものはなかなか避けられないでしようし、あるいはまた生産体制とそういう保安施設のズレが出てくるのではないかと私は思つておる。

です。炭鉱がいま苦しい状態にあるわけなので、特に近代化の進行過程で、私はその面は特に重点的にもう一度検討を制度的にしてみる必要があるのではないか、こう思うのですが、この点についてはどういふ見解ですか。

○中野政府委員 いま岡田先生の御指摘の点につきましては、非常にごもっともな御意見と考えております。いまの保安融資の今後のやり方については、もう一度、今回の大浜炭鉱等の最近の災害の状況、保安の問題等も再検討いたしましたして、融資の方針をもう一回考へ直してみたいというふうに考へております。

○岡田(利)委員 この災害現場といわゆる鉱務所といいますが、その間の災害報知、災害連絡の方法なのですが、これは新しいところですか、それとも施設があったのか知りませんが、電話施設があったのか、あるいはまた特別の出水報知機といいますが、たとえば上清炭鉱の災害があった場合出水対策についても、国会でも論議され、本委員会でも中央保安協議会でも、この点が取り上げられたと思っております。したがって、そういう施設が新しくできないのか、そういう災害現場の災害報知についてはどういふ態勢にあったのか聞きたい。

○八谷政府委員 海底炭鉱でございますが、区画探炭をやっておりますが、警報関係につきましては、坑外の事務所と坑内詰め所と、それから作業現場の要所に電話連絡、ブザー、それからメガホン等で連絡し合ひ、そういうふうなものがついておるわけでございます。先ほど報告しました四月九日の退

避訓練も、これらをお動かしまして、何十分で出られるかというようになことを検査し、また日ごろの習慣づけの訓練にも資したわけでございます。ところが残念なことには、先ほど非常におおかりに、罹災した者また避難した者の詳細に、罹災した者また避難した者の退避状況を申し上げたわけでございますが、その状況下におきまして、結局係員に連絡して係員から使ひを走らせ、そういうことで、これではどうもブザー関係なんかも動いてないではないか。しかしこの狭い区域におきまして、結果的には係員が全部を統率して避難させまして、係員が最後に見て回って、右八片、九片の区域は全部退避ができたわけでありまして、ブザーを一度に鳴らしまして、あちこちに顔を出して、どういふことか、これはたしていいのかわからないようなことも再検討する必要があるだろうと考へるわけでございます。

それからもう一つは、そういう問題は再検討いたしますけれども、そういう施設を設置しても、非常な混乱時において精神的に、そういうものを動かすというような訓練がまだ不十分ではないか、結局動かさないので、そういう者を走らせている。これは何べんも何べんも繰り返して訓練をやつて、万一場合も無意識のうちにもそれにしがみつくと、こういうような形をつくり上げなければ十分ではないのではないか、かように考へられる次第でございます。

○岡田(利)委員 まだ救出されてない十五名のうち、組夫が九人であつて直轄従業員が六名、一応合計十五名の罹災者ということになるわけですが、その十五名のうちに保安係員が含まれておるかどうか、その点はどういふ区分になっておりますか。

○八谷政府委員 この担当係員は、先ほど詳細に申し上げましたように、当日の担当係員が欠勤をいたしましたので、その代番として出ていったわけでございます。そのためにまた係員も、火薬をとつていくとか、そういういろいろな問題を指揮し、そして三番方の係員も面交代で連絡を合せて、そして坑内に入つてきた。また、小私の撤収関係の二名は採炭現場におりましたけれども、ゲート関係と、あるいはまた十分な作業態勢に入っていない。七時の繰り込みでございますが、九時十分に発生しておりますが、一時間ちよつと現場までかかる、こういう状況でございます。係員がちよつと右七片坑道の手前のところに来たときに災害の知らせを受けたわけでございます。そのために、一べんは災害現場まで直行しかかつて、とても行けないということを判断しまして、ほかの切羽の者との連絡のために引き返して、自分も避難した。それからまた他の二名の係員がおりましたが、これも七片、八片の方面の係員等でございます。これもその方面を引率して避難した。そのようなことで、係員がほとんど現場の指揮をとつていなかつたのではないか、こういうような面でも私も調べてみました。事情はまたまたまそういうふうな事情になつておつたようにございます。

○岡田(利)委員 私はこの面が非常に重要だと思つて、というのには、その前の日、六日でありまして、五日からその切羽ができて、六日に天盤がゆるんで非常に危険な状態になつた。そこで三番方から撤収作業に入つた。そして七日の一番方のときにこの事故が起きておるわけですね。少なくとも五日に切羽ができて、六日に今度は危険で撤収しなければならぬということでは、非常な異常な状態である、こういふわけにはならぬわけですね。にかかわらず、この作業の指揮監督あるいは係員の交代が現場で行なわれないといふことは、保安管理者として若干問題があるのではないかと、こう判断されるわけですね。実情は今私が申し上げたそういう理解で大体よろしいのでしょうか。

○八谷政府委員 結局毎分三立方メートルの水が出てきたということに対する危機感の認識というものが一つあつたといふよりも、先ほど御報告しましたように、重臣のために採炭が困難である、こういう方面から撤収に移らしたわけでございます。普通だつたら二十名程度入つておる切羽に、わずか二名しか入つていない、それからゲートのほうに六名程度いた、こういうふうな関係でございます。私もいろいろ聞きました。水に対する切迫感を持たなければ、これは当然係員が撤収関係を指揮しておらなければならぬ。これはではないか、かように考へておるわけでありまして、単に重臣だけに目が向けられて、切羽を撤収するといふようなことから、大きな人数も入つていない、しかも、たまたま係員が欠勤しまして代番者がそこについている、こういう二つの現象が重なつて、係員が罹災者の中に含まれていないといふような、むしろ一般からすると非常に類例の少ないような状態を呈したのでないか、かように考へられるのであります。

○岡田(利)委員 その点は、いずれ現地に調査に参りますから……

そこで、この炭鉱の労働者の構成の問題なんです、組夫と直轄従業員と、どういふ構成になつておるのでしょいか。

○八谷政府委員 労働省の監督課長から……

○小嶋説明員 労働者数といつたしまして、在籍が六百十六名。長欠が二十三名で、実働が五百九十三名という報告を受けております。それから下請と申しますか、組夫関係が、坑内におきまして二百三十四名、坑外が二十二名、計二百五十六名、こういう調査報告を受けております。

○岡田(利)委員 これは、五百九十三名のうちの二百五十六名が組夫、こういう理解でいいですか。

○小嶋説明員 外数でございます。○岡田(利)委員 聞くところによりまして、この炭鉱には労働組合がないようですが、ないのですか。

○小嶋説明員 未組織でございます。○岡田(利)委員 一万五千トンとか一萬七千トンも出す炭鉱で労働組合がないといふのは、ちよつと日本でも珍しいのじゃないですか。中小炭鉱の右翼で、どういふ組合であつても、組合の形骸すらないといふのは、ちよつと珍しいと思つておるのです。昭和十二年に開鉱されておる炭鉱で、戦後すつとこの炭鉱は継続されておるわけですね。労働組合についてはどういふ経過をたどつておるのでしょうか。

○小嶋説明員 たいま調査資料というものが、実は電話で聞いたものであり

まして、詳細な資料が同もなく参ると
思いますが、この組合の成立過程その
他につきましてはただいま承知してお
りませんので、後刻調査して御報告い
たします。

○岡田(利)委員 そこで私はお尋ねし
たいのですが、この炭鉱には当然保安
規則に基づいて保安規程があり、さら
にまた保安委員会もあると思うので
す。そういう規程の届け出はいつ行な
われ、どうい形式で行なわれたのか、
労働者の意見はどういう形でつけ
られて保安規程が認可になったのかと
いう問題と、保安委員会については、
どうい構成で、その開催状況はどう
なっておりますか。

○八谷政府委員 保安規程は当然届け
られておりますし、保安委員会も開催
しておるわけでございますが、この保
安規程は保安法の施行の昭和二十四年
に保安規程を届けさせるような制度に
したわけでございますので、おそらく
そのころに行なわれ、その後何度か改
正も行なわれておるかと思いますが、
日時等につきましては、後刻また調査
いたしましてお知らせいたしたいと思います
です。

○岡田(利)委員 この点は残念ながら
はつきりしないわけですが、ただ今
のお話を聞いておられますと、いわ
ゆる炭鉱における保安法、保安規則
というものは、これはやはり大体こう
い危険な職場環境でありますし、労働
組合というものは常に存在しておると
いう想定に立って現在の法体系がある
と思うのです。大体そういうことだと
思います。ですから、約六百名の従業
員があり、組夫が二百五十名もおる炭
鉱で労働組合が存在をしていないとい

うのは、わが国における七ふしぎの一
つに数えられるのではないかと、こり私
は思わざるを得ないわけですね。
そこで労働省としては、こりいう特
に地下労働で、危険な作業で、しかも
こりいう膨大な従業員をかかえること
ろで労働組合がないという場合には、
当然行政としても、組合を結成させる
という指導がむしろ行なわれるべきで
はないか、こり私は常識的に理解をす
るわけですね。したがってこりいう点に
ついては、現地の県の労働関係の問題
になるのでしようが、本省としてはそ
うい点については、この炭鉱のみな
らず、こりいう炭鉱があれば、むしろ
組合を結成させるということを行行政
的に指導すべきではないかと、こり思
うのですが、いかがでしょうか。

○小嶋説明員 実は私の所管でござい
ませんが、責任ある答弁はできません
が、組合の組織、そのことについて
いろいろの指導勧奨ということにな
りますと、やはり労資対等、また労働
省としての中立性ということから、た
だいま先生が御指摘になった点につ
いては、直ちにこりい具体的な指導対策
をとるかという点については、実は慎
重にやらなければならぬと存じま
す。ただいま御指摘されました点に
ついては、労政局ともいろいろ相談いた
しまして、後刻御回答したいと思います
です。

○岡田(利)委員 いわゆる労働行政の
中立性であるとかどうか、これは労働
組合というものは法で結成が認めら
れておるわけですから、組合をつくる
ということとは、戦後政府が積極的に指
導して組合を結成させたものなんで
ね。今日の近代的な労使関係において

も、組合がなかなかいろいろな条件で
できない場合は、組合が結成できるよ
うに行政指導するというのが、私は近
代労働の常識ではないかと思つので
す。そのことと中立性とは私は関係が
ないと思つのですが、こりもその点労働
省にこりいう考えがあると思つれば、
私は重要問題だと思つのですが、これ
は何かのお間違いではないでし
ょうか。

○小嶋説明員 組合法の精神にのつ
りまして、企業についての具体的なそ
うい問題についての指導その他は、や
はり労働省というものの立場から、具
体的な指導に入ることについては
慎重に考えていかなければならぬ問
題だと思つて存じております。何
分にも私からお答え申し上げるべき問
題ではございませんので、御了解いた
だきたいと思つています。

○岡田(利)委員 いずれ現地調査に参
りますから、あまり詳しくはどうかと
思いますが、炭鉱における保安事情
ですが、炭鉱が増加しているのではな
いか。これは重傷、軽傷、中傷もある
でしうけれども、重要災害はしばら
くあまり大きいものはなかつた。しか
しながら、概して保安状況は決してよ
くなつていないと思つわけですね。炭
の近代化、合理化がずいぶん進め
られておるわけに、災害率といつても
のはい向に減らない。もちろん統計の
り方はいろいろあるでしうけれども、
出炭当たりでは今日とるべきではない
と思つのです。労働者の構成そのもの
が変つてきていますからね。稼働人員
当たりをれば、ずつと上昇傾向にあ
ると思つ。この点について、特に最近

の保安事情に対してどういお考えを
持つておられるか、お聞かせ願いた
いと思つています。

○八谷政府委員 ただいま御指摘があ
りましたように、死亡災害は非常に
減つてまいつたわけでございますが、重
傷、軽傷は依然として横ばいを続け
てる状況でございます。本来でござい
ますと、近代化が進めばそれだけ坑内
条件はよくなるはずでございまして、
重傷、軽傷も死亡と同じように減つ
てくれれば非常に幸いでございませ
んけれども、災害発生件数も横ばいで
ございまして、したがって重軽傷の総
数も横ばい状態。ところがただいま御
指摘のように、労働者数はぐんぐん
減つてきているというふうな状態か
ら、たとえは百万人当たりとかいふよ
うな労働者率に直しますと、逆に非常
に増加をしてきている、こりいふ
状況になるわけでございます。昭和三十
三年は百万人当たりが六百三十五
人でございまして、三十六年は八百
八人、三十七年は九百七十七人、ち
ど五年前の三十二年と三十七年を比
較いたしますと、四四%の増になつ
てるわけでございます。ただ死亡者数
は、昭和三十七年は四百九十一人で
ございまして、また本年一月から四月ま
での状態もこの四百九十一人をさらに下
回り、前年に対しまして二十九人の減
少を示しておりますが、重軽傷につき
ましては以上のような状態でございます
。ただし、非常にこまかくなります
けれども、損失日数は減つてきて
いるというふうなことから、同じ重傷でも
若干軽くなつてきている。これは機材
の運搬等による災害が増加している傾

向といつことからも見られるのでは
ないかといふように考えます。

○岡田(利)委員 そこで私は質問の最
後として、いま質問した中でも、もう
少し炭鉱の近代化、合理化に見合つた
保安対策が必要であると思つわけ
です。先ほど申し上げたように、わが
国の産炭構造は漸次海底産炭がウエ
イトを占めるようになってきている。前
から問題になっていのですけれども、
いわゆる海底ボーリング船を建造する
という問題があるわけですが、いまの
炭鉱で自力でボーリング船を建造する
ということは不可能だと思つのです。
ビルドアップ炭鉱では海底に対するウ
エイトはだんだん大きくなつてくるわ
けですが、いまから船を建造しても、
一カ月や二カ月ですぐできる問題じゃ
ないので、この問題はやはりいまこそ
取り上げて実施に移すべきじゃない
か、実現すべきじゃないか、こり私
は考えるわけですね。この点特に十分検討
してもらいたいと思つわけです。

第二の問題は、災害はむしろ漸次増
加の傾向にあるわけですね。たとえは諸
外国では、地下たびをはい炭鉱の坑
内で作業しているところは、みん
な皮ぐつをはいて、いわゆる安全ぐ
つをはいてやっているわけですね。足
害といつものは非常に多いわけ
です。坑内の条件が、漸次鉄化してま
いりまから、手足の負傷が非常に多
くなつてきているわけですね。一部
で安全ぐつを採用している、意欲
もあるわけですね。私はやはり保安
対策の見地からみれば、炭鉱の近代
化と見合つて鉄化されていくわけ
ですから、当然こりい保安装備とい
うか、必要で

ないかといふことからも見られるのでは
ないかといふように考えます。

あれば規則の改正もすべきではないか、そういう時期にきているのではないか、そう思うわけです。そういう点について、災害の原因別に対策を検討すべきであるし、またそういう機関に對してその面の研究を大いにやらせるということが、第二の問題として必要ではないか、こう考えるわけです。

それから第三の問題として、出水対策その他防爆対策、あるいは通気対策について、先ほど申し上げましたように、どうもこの面が留守になる。とにかく企業の採算性というものが優先するものですから、この面がどうしてもおくれるという傾向がある。この面の管理を的確に判断していく必要があるのではないかと、こう思うわけです。

それと最後に、現在法改正が出されておりますけれども、保安関係につきましては、保安法に基づいて特別に保安協議会というものがあるわけです。しかしながら、炭鉱の近代化を進めていく場合に、保安対策の面というものをある程度織り込んでいく必要があるのではないかと、こう実は考えるわけです。ですから合理化計画をつくる場合に、当然保安的な見地という面をチェックすることを考えなければいけません。施業案についても、いろいろな面について計画的にやる必要があるのではないかと、この面は、局と局との間でうまくいっている、こう言われるかもしれませんが、そういう合理的計画を組む場合に、保安の面から見た場合どうなるかということ、計画に対しては一元化する必要が出てくるのではないかと、こう実は思うわけです。この点についてはこれから

十分検討をしていただきたいということをお聞きします。

あと、いずれ災害調査から帰りましたら、またあらためて質問することにしまして、これで終わります。

○上林山委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

先刻政府よりも報告のありました山口県小野田市の大浜炭鉱の不幸なる出水災害事故につきまして、この際現地に委員を派遣しその実情を調査するため、議長に對し委員派遣の承認申請をいたしました存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上林山委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

なお、派遣委員の人選、派遣期間等、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上林山委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

次会は明後十六日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

石炭対策特別委員会議録第十号中正

五二	行 誤	正
五二	毛鉄鉞	鉄鋼
六一	元井出	井手
元三	元未払い	未払い
元四	三第一	第二
元四	三企業	起業
元五	三事業	事業
元四	三鉱業	工業

